

第 26 号議案

平成 25 年度吉田町一般会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年度吉田町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

平成 25 年 3 月 1 日提出

吉田町長 田 村 典 彦

平成25年度吉田町一般会計予算

平成25年度吉田町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,689,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年3月1日提出

吉田町長 田村典彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 町 税		5,276,616
	1 町 民 税	1,960,579
	2 固 定 資 産 税	2,785,476
	3 軽 自 動 車 税	66,356
	4 町 た ば こ 税	217,163
	5 都 市 計 画 税	247,042
2 地 方 譲 与 税		96,801
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	27,800
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	69,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
3 利 子 割 交 付 金		8,900
	1 利 子 割 交 付 金	8,900
4 配 当 割 交 付 金		7,900
	1 配 当 割 交 付 金	7,900
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,500
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,500

款	項	金額
6 地方消費税交付金		308,000
	1 地方消費税交付金	308,000
7 自動車取得税交付金		38,400
	1 自動車取得税交付金	38,400
8 地方特例交付金		23,000
	1 地方特例交付金	23,000
9 地方交付税		250,000
	1 地方交付税	250,000
10 交通安全対策特別交付金		5,000
	1 交通安全対策特別交付金	5,000
11 分担金及び負担金		138,433
	1 分 担 金	8,613
	2 負 担 金	129,820
12 使用料及び手数料		63,137
	1 使 用 料	48,785
	2 手 数 料	14,352

款	項	金額
13 国 庫 支 出 金		847,646
	1 国 庫 負 担 金	582,288
	2 国 庫 補 助 金	258,515
	3 国 庫 委 託 金	6,843
14 県 支 出 金		547,783
	1 県 負 担 金	223,654
	2 県 補 助 金	250,729
	3 県 委 託 金	73,400
15 財 産 収 入		13,407
	1 財 産 運 用 収 入	5,406
	2 財 産 売 払 収 入	8,001
16 寄 附 金		1,000
	1 寄 附 金	1,000
17 繰 入 金		461,326
	1 特 別 会 計 繰 入 金	126
	2 基 金 繰 入 金	461,200

款	項	金額
18 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
19 諸収入		60,051
	1 延滞金、加算金及び過料	4,800
	2 町預金利子	229
	3 貸付金元利収入	242
	4 受託事業収入	109
	5 雑収入	54,671
20 町債		1,340,100
	1 町債	1,340,100
歳入合計		9,689,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		102,852
	1 議 会 費	102,852
2 総 務 費		1,044,991
	1 総 務 管 理 費	790,828
	2 徴 税 費	156,955
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	64,373
	4 選 挙 費	29,630
	5 統 計 調 査 費	2,155
	6 監 査 委 員 費	1,050
3 民 生 費		3,099,276
	1 社 会 福 祉 費	1,041,703
	2 児 童 福 祉 費	2,057,361
	3 生 活 保 護 費	209
	4 災 害 救 助 費	3
4 衛 生 費		1,667,153
	1 保 健 衛 生 費	1,667,153
5 労 働 費		2,913
	1 労 働 諸 費	2,913

款	項	金額
6 農 林 水 産 業 費		211,212
	1 農 業 費	74,860
	2 林 業 費	10,080
	3 水 産 業 費	126,272
7 商 工 費		78,101
	1 商 工 費	78,101
8 土 木 費		1,466,113
	1 土 木 管 理 費	107,738
	2 道 路 橋 梁 費	91,954
	3 河 川 費	83,060
	4 都 市 計 画 費	1,174,539
	5 住 宅 費	8,822
9 消 防 費		556,777
	1 消 防 費	556,777
10 教 育 費		573,335
	1 教 育 総 務 費	142,959
	2 小 学 校 費	81,180
	3 中 学 校 費	44,296
	4 社 会 教 育 費	153,499
	5 保 健 体 育 費	151,401

款	項	金額
11 災 害 復 旧 費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	2
12 公 債 費		865,642
	1 公 債 費	865,642
13 諸 支 出 金		631
	1 普通財産取得費	2
	2 基 金 費	629
14 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歲 出	合 計	9,689,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
静岡地域消防救急無線 デジタル化整備	平成26年度から 平成27年度まで	130,653千円

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
コミュニティ広場整備事業	千円 27,300	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
高齢者人材活用センター 建設事業	3,600	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
すみれ保育園建設事業	696,000	〃		
水産基盤整備事業	12,900	〃		
都市防災総合推進事業 東向2号線道路改良事業	22,000	〃		
榛南幹線水路整備事業	40,500	〃		
榛南幹線整備事業	49,000	〃		
東名川尻幹線整備事業	18,200	〃		
住吉幹線整備事業	9,100	〃		
都市防災総合推進事業 富士見幹線整備事業	31,100	〃		

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防救急デジタル無線整備事業	千円 2,200	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
消防総合情報システム整備事業	1,100	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
津波避難タワー設置事業	70,100	〃		
臨時財政対策債	357,000	〃		
合 計	1,340,100			